



佐賀県公報

平成16年
11月24日
(水曜日)
第 12537号

目 次

規 則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

平成十六年十一月二十四日
公布する。

○ 規 則

● 佐賀県規則第六十号

- 佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則
則
告 示
(六〇・農地整備課) 一

- 青少年に有害な図書等の指定
○ 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (七〇一・こども課) 一
○ 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定
○ クリーニング業法に基づくクリーニング師研修の指定
(七〇二・障害福祉課) 三
(七〇三・〃) 三

別表第一中「

地盤沈下対策事業	
地域水田農業支援緊急整備事業	$\frac{22.5}{100}$ (ただし、事務費については $\frac{25}{100}$)

」を

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則（昭和四十二年佐賀県規則第十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一中「」を

- 都市計画事業の認可
公 告
○ 建設業の許可の取消処分
○ 開発行為に関する工事の完了
○ 公安委員会事項
○ 猟銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の開催
(公 告) 五

(建設・技術課) 五
(まちづくり推進課) 五

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

に改める。

公布された規則のあらまし

○ 佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則（規則第

六〇号）

- 1 地域水田農業支援緊急整備事業に係る分担金の率を定めることとした。

（別表第一関係）

- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 佐賀県告示第七百一号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年十一月二十四日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	16-181	マガジン・ウォー・ウルフ Vol. 011 12月号	(株)マガジン・マガジン	08365-12	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-182	COMIC 快楽天 12月号	ワニマガジン社	13877-12	
"	16-183	COMIC ゲッチュ COMICぴ~た 12月増刊号 12月号	若生出版(株)	13882-12 ①-12/24	
"	16-184	漫画 SHOWER シャワー 12月号	(株)一水社	18399-12	
"	16-185	新妻が好きッ！ GOKUH12月号増刊 Vol. 1	(株)バウハウス	03798-12	
"	16-186	Kissui きっすい VOL. 13 12月号	英知出版(株)	02801-12	
"	16-187	ホイップ No. 59 12月号	(株)コアマガジン	08169-12	
"	16-188	ガツン！ Gatsun！ No. 82 12月号	KKベストセラーズ	02393-12	
"	16-189	別冊 GON ! 12月号	ミリオン出版(株)	18185-12	
"	16-190	URECCO gal 12月号	ミリオン出版(株)	01865-12	
"	16-191	ガールフレンズ No. 174 12月号	若生出版(株)	02333-12	
"	16-192	DOPE [ドープ] ザ・ベスト MAGAZINE オリジナル 11月号増刊	KKベストセラーズ	04040-11 ①2004. 12/31	
"	16-193	マドンナハウス Vol. 209 12月号	若生出版(株)	08357-12	
"	16-194	Time 24 [月刊タイム24] No. 226 12月号	若生出版(株)	06013-12	

●佐賀県告示第七百二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十一月二十四日

佐賀県知事 古川康

一 指定年月日 平成十六年十月二十九日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

(一) 名 称 株式会社コムスン佐賀ケアセンター

所在地 佐賀市鬼丸町二番二十七号

サービスの種類 児童居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇六七一一四

(二) 名 称 株式会社コムスン伊万里松島ケアセンター

所在地 伊万里市松島町九百六十九番地

サービスの種類 児童居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇六八一二二

●佐賀県告示第七百三号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十一月二十四日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成十六年十月二十九日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

ア 名 称 株式会社コムスン佐賀ケアセンター

所在地 佐賀市鬼丸町二番二十七号

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇〇一二五一一一

イ 名 称 株式会社コムスン伊万里松島ケアセンター

所在地 伊万里市松島町九百六十九番地

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇〇一二六一一九

二 (一) 指定年月日 平成十六年十月二十九日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人たちばな会

所在地 藤津郡塩田町五町田甲千三百五十四番地一

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 みかざきハイツ

所在地 藤津郡塩田町谷所乙三千九百二十九番地二

サービスの種類 知的障害者地域生活援助

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一二七一四一

●佐賀県告示第七百四号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師に対する研修を次のとおり指定する。

平成十六年十一月二十四日

佐賀県知事 古川康

一 主催者の名称及び代表者の氏名並びに所在地

名 称及び代表者の氏名

財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 山下眞臣

(二) 所在地
東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修を運営し、受講申込みの窓口となる団体の名称及び代表者の氏名並びに所在地

(一) 名称及び代表者の氏名
財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター

理事長 馬場勇

所在地
佐賀市白山一丁目二番一三号 諸永ビル三階

三 研修の科目及び時間
クリーニング師研修

研修科目	研修時間	初回者時間数		継続者時間数	
		研修科目	研修時間	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	一時間	一時間	一時間	三〇分	三〇分
洗濯物の受取、保管及び引渡し	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
洗濯物の処理	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
纖維及び繊維製品	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
レポート	あり	あり	あり	あり	あり
計	四時間	三時間	三時間	三時間	三時間

四 研修の開催日、会場の名称及び所在地
クリーニング師研修

研修日	会場の名称	所 在 地
平成一七年二月六日	武雄市文化会館	武雄市武雄町大字武雄五五 三八番地一
○号	佐賀県労働者福祉会館	佐賀市神野東二丁目六番一

●佐賀県告示第七百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成十六年十一月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

武雄市

二 都市計画事業の種類及び名称

武雄都市計画道路事業 三・五・一二号小楠水谷線及び三・二・一五号武

雄北方線

三 事業施行期間

平成十六年十一月二十四日から

平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 武雄市武雄町大字富岡字五反田

使用の部分 なし

<p style="text-align: center;">○ 建設業法</p>																							
<p>建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分（同項第4号に該当するものに限る。）を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。</p>																							
<p>平成16年11月24日</p>																							
<p>佐賀県知事 古川 康</p>																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">処分をした年月日</th> <th style="width: 25%;">被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地</th> <th style="width: 25%;">被処分者の代表者の氏名及び許可番号</th> <th style="width: 25%;">取り消した許可の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年9月9日</td> <td>佐賀セメント販売株式会社 佐賀市神野東四丁目4番17号</td> <td>谷口 祐 佐賀県知事許可(般-11) 第9370号</td> <td>建設業法第12条の規定による届出のあった年月日 平成16年8月26日</td> </tr> <tr> <td>平成16年9月14日</td> <td>株式会社高岸建設 佐賀郡大和町池上1426番地</td> <td>高岸 輝史 佐賀県知事許可(般-14) 第3150号</td> <td>土木一式工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可</td> </tr> <tr> <td>平成16年10月1日</td> <td>緑成園 佐賀郡大和町大字川上3770番地1</td> <td>武富斐斐男 佐賀県知事許可(般-12) 第3349号</td> <td>造園工事業に関する一般建設業の許可</td> </tr> <tr> <td>平成16年10月12日</td> <td>株式会社西日本テック 伊万里市立花町1542番地2</td> <td>中尾 忠義 佐賀県知事許可(般-12) 第3399号</td> <td>土木一式工事業、とび・土工工事業、電気工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可</td> </tr> </tbody> </table>				処分をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	平成16年9月9日	佐賀セメント販売株式会社 佐賀市神野東四丁目4番17号	谷口 祐 佐賀県知事許可(般-11) 第9370号	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日 平成16年8月26日	平成16年9月14日	株式会社高岸建設 佐賀郡大和町池上1426番地	高岸 輝史 佐賀県知事許可(般-14) 第3150号	土木一式工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成16年10月1日	緑成園 佐賀郡大和町大字川上3770番地1	武富斐斐男 佐賀県知事許可(般-12) 第3349号	造園工事業に関する一般建設業の許可	平成16年10月12日	株式会社西日本テック 伊万里市立花町1542番地2	中尾 忠義 佐賀県知事許可(般-12) 第3399号	土木一式工事業、とび・土工工事業、電気工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可
処分をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容																				
平成16年9月9日	佐賀セメント販売株式会社 佐賀市神野東四丁目4番17号	谷口 祐 佐賀県知事許可(般-11) 第9370号	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日 平成16年8月26日																				
平成16年9月14日	株式会社高岸建設 佐賀郡大和町池上1426番地	高岸 輝史 佐賀県知事許可(般-14) 第3150号	土木一式工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可																				
平成16年10月1日	緑成園 佐賀郡大和町大字川上3770番地1	武富斐斐男 佐賀県知事許可(般-12) 第3349号	造園工事業に関する一般建設業の許可																				
平成16年10月12日	株式会社西日本テック 伊万里市立花町1542番地2	中尾 忠義 佐賀県知事許可(般-12) 第3399号	土木一式工事業、とび・土工工事業、電気工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可																				
<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p>																							
<p>平成16年11月24日</p>																							
<p>○ 開発行為</p>																							
<p>建築一式工事業に関する一般建設業の許可</p>																							
<p>平成16年10月12日</p>																							
<p>建築一式工事業に関する特定建設業の許可</p>																							
<p>平成16年10月4日</p>																							
<p>高木 茂 佐賀県知事許可(般-14) 第5018号</p>																							
<p>藤田 尚義 佐賀県知事許可(般-13) 第2875号</p>																							
<p>1 開発区域に含まれる地域の名称 小城郡三日月町大字織島字杉町2419番、2424番、2425番1、2425番2、2427番1及び2427番2</p>																							
<p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号 株式会社ダイナム</p>																							
<p>1 初心者講習会の開催日時及び場所 佐賀県公安委員会 委員長 藤 寛</p>																							

平成16年11月24日(水)

報公県賀佐

開催日時	場所
平成17年1月21日(金曜日) 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部
平成17年3月23日(水曜日) 午前9時から午後5時まで	"

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成17年1月14日(金曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成17年2月17日(木曜日) 午後1時から午後4時まで	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎
平成17年3月15日(火曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎

3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて獣銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとする人を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、獣銃又は空氣銃の所持の許可を更新しようとする人を対象に行います。
- (3) 受講希望者は、獣銃等講習受講申込書2通(提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの)2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署長を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。
- (4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認して下さい。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先

この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活保安課
(電話・代表0952-24-1111・内線3166)又は各警察署の生活安全課に問

い合わせください。